

## 災害により被災された方へ

このたびの災害により、被災又は避難された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

住宅金融支援機構では、今回の災害が原因で機構団信特約制度の特約料（以下「機構団信特約料」とします。）の支払が一時的に困難となったお客さまに対し、ご本人からのお申出により払込期限の猶予又は払込済み特約料の一時返戻の特例措置を実施いたします。

### 1 機構団信特約料の払込猶予の対象となる方

- 今回の災害により被災し、失業や収入の減少等により機構団信特約料の支払が一時的に困難となった方
- 機構団信特約制度の加入継続を希望している方

### 2 機構団信特約料の払込猶予期間

- 機構団信特約料は、納付期日から起算して最長で9か月を経過する日の属する月の末日まで猶予することができます。  
〈クレジットカード払いの方で「月払い」をご利用されている方〉
  - ・最後に支払いが行われた直後の納付期日から起算して最長で9か月を経過する日の属する月の末日までの猶予となります。
  - ・今後の払込方法はクレジットカードによる「月払い」から機構が別途指定する方法による「年払い」に変更させていただきます。
  - ・猶予期限が翌年度の特約料のご請求期間にまたがる場合は、翌年度の特約料の納付期日から最長9か月後の猶予期限までに「年払い」としてお支払いいただきます。
  - ・月払い手数料は、一時返戻を行う場合は特約料から差し引かせていただきます（払込猶予の場合は発生しません。）。

### お問い合わせ及びお申出先<sup>※</sup>

**住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 団信専用ダイヤル**

**0120-0860-78**（通話無料）

受付時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く。）

ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号におかけください（通話料金がかかります。）。

**電話番号:048-615-3311**

※ お申出はご返済中の取扱金融機関でもお受けできます。

～お詫び～

「特約料振替えのご案内」等のお知らせは、特例措置を希望される場合でも通常どおり発送しておりますので、あしからずご容赦願います。

### 《個人情報取扱いについて》

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」といいます。）は、お客さまの個人情報を機構団体信用生命保険（共済）特約制度による債務弁済充当（委託）契約（以下「本契約」といいます。）に関する機構が別途定める災害による特例措置適用の申出に基づき、関連して入手する個人情報（氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、健康状態、ローン情報等）を本契約の継続・維持管理、保険金請求、債務弁済、統計等の分析、その他本契約に関連・付随する業務に利用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも引き続き住宅金融支援機構において上記に準じた個人情報を取り扱われます。